

定 款

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社と称し、英文では THE WHY HOW DO COMPANY, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの開発、販売及びコンサルティング
2. 組み込み機器向けのソフトウェア及びハードウェアの開発、販売及びコンサルティング
3. モバイル機器向けコンテンツの開発、販売及びコンサルティング
4. ソフトウェア及びハードウェアの販売支援業務
5. ソフトウェアのライセンス販売
6. ソフトウェア及びハードウェアの販売代理業務
7. コンピュータ及びその周辺機器の販売並びに保守業務
8. コンピュータに関する要員の教育業務
9. コンピュータシステムのコンサルティング業務
10. コンピュータグラフィックスの企画、開発
11. コンピュータに関するビデオテープの企画、制作、演出、台本の作成
12. コンピュータ関連の書籍の販売
13. コンピュータに関する講演、講義、執筆
14. コンピュータ操作に関する通信教育
15. コンピュータのソフトウェアの個人及び企業への教育
16. インターネットにホームページを製作する業務
17. インターネット、コンピュータ、携帯電話、カーナビゲーションシステム、テレビゲーム機器等を利用した情報通信サービス、情報提供サービス、その他情報処理サービス

18. インターネットによる情報提供及び物販事業
19. インターネットを使った通信販売業務
20. 仮想空間におけるコミュニケーションプラットフォームの運営
21. AI技術を用いたコミュニケーションプラットフォームの開発
22. 仮想空間向けコンテンツの開発、販売及びコンサルティング
23. 仮想空間向けコンサート、演劇、演芸、講演、スポーツ等各種イベントの企画、制作、興行
24. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
25. 仮想移動体通信事業及び仮想移動体通信支援業務
26. 労働者派遣事業
27. 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
28. 有料職業紹介事業
29. 人材派遣業
30. 広告及び宣伝業
31. 広告代理業
32. 化粧品、健康食品、医薬部外品、日用品、食料品、アパレル製品、電気製品の企画、開発、製造販売及び輸出入
33. 食料品及び食材、飲料水、電気製品、美容用品、化粧品、健康食品、サプリメント、医薬部外品、下着、衣料品、日用品雑貨、家具、インテリア用品、文房具、貴金属装飾品、室内装飾品の企画、開発、販売、輸出入
34. 酒類販売業
35. 米穀類の卸販売と小売業及び輸入、輸出
36. 飲食店、ホテル及び旅館の経営
37. フランチャイズシステムによる飲食店の経営
38. 出版業
39. 雑誌・書籍・楽譜等印刷物の企画、編集、出版及び販売
40. 知的財産権（著作権、商品化権等）の管理、販売及び使用許諾等
41. 商標権、ノウハウその他の知的財産の取得、譲渡、管理、及び使用許諾
42. 著作権、出版権、特許権、商標権等の保有
43. インターネットによる音楽、映像の配信及び販売
44. コン서트、演劇、演芸、講演、スポーツ等各種イベントの企画、制作、興行
45. 音楽とITの融合作品の配信、販売並びに音楽とITの融合研究
46. アーティスト、タレントのマネジメントに関する業務
47. コン서트、映画、演芸、スポーツ等のチケットの販売
48. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング

49. その他のブロックチェーンの一般サービス
50. クラウドファンディングを活用した資金調達支援業務
51. フィンテックを利用した金融に関する情報提供サービス
52. 暗号資産の売買または他の暗号資産との交換
53. 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎまたは代理
54. 前号及び前々号に掲げる行為に関する金銭または暗号資産の管理
55. 企業診断、投資計画及び企業経営に関するコンサルティング
56. 投資事業組合の資産運用及び管理に関する業務
57. 信託受益権の取得、保有及び処分
58. 株式・債券等への投資に関する業務
59. 有価証券の保有及び取得
60. ベンチャーキャピタル業務全般（未公開会社の株式・社債への投資、各種投資事業組合の運営・管理、株式公開に関するコンサルティング）
61. 中小企業等投資事業有限責任組合財産の管理運営業務
62. 投資顧問業
63. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業
64. 集団投資スキームの募集、運用及び管理
65. 金融商品取引法に定める適格機関投資家等特例業務
66. 経営一般に関するコンサルティング業務
67. 投資業、投資コンサルタント業
68. 企業価値の評価、資産運用管理、経営及び財務に関するコンサルタント業務
69. 企業間の提携及び合併に関する仲介及びコンサルタント業務
70. 貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を含む。）、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業
71. 貨物利用運送事業法による第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業
72. 倉庫業及び貨物運送取扱事業
73. 自動車及び自動車用品の販売並びに自動車整備工場及び駐車場の経営
74. 総合リース業
75. 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分及び処理業務
76. 各種産業用機器の設計、製作、販売、設置工事及び修理
77. 電気工事業
78. 機械設備及び建築物の解体
79. 産業廃棄物及び一般廃棄物の再資源化処理物の販売
80. 古物商

81. 金属くずの回収及び販売
82. 上記各種産業用機械、再資源化処理物、古物、金属くずの輸出入業務
83. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
84. ファクタリング業務
85. 造園、土木、設計施工管理一式
86. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。

- 2 電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5億2,500万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第7条 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項及び本定款に定めるもののほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につ

いて、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当社の取締役は 15 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第 19 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第 21 条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 26 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子

署名を行い、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任軽減)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役会の設置及び監査役の員数)

第30条 当会社は、5名以内の監査役及び監査役会を置く。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第 36 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、監査役会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 当社は、会計監査人を置くものとする。

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 44 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 46 条 当社は、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 48 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置

第1条 第45条（事業年度）の規定にかかわらず、2025年9月1日から始まる第22期事業年度は、2026年4月30日までの8か月とする。なお、本附則は、第22期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

上記は、当会社の定款に相違ない

2026年3月24日

東京都新宿区愛住町2-2番地
THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社
代表取締役社長 亀田 信吾